

## 【キャラクター使用許可の流れ】

- (1) [長与町イメージキャラクター使用許可申請書](#)を記入し  
長与町役場 秘書広報課に提出（郵送でも窓口でも可）  
※コピーではなく原本を提出してください。  
※どのように使用するのかわかるものがあれば添付してください。  
（例：企画書、スケッチなど）  
↓
- (2) 使用を許可する場合、  
秘書広報課から[キャラクター使用許可通知書](#)と[キャラクター使用終了届出書](#)を郵送します。  
ミクンの画像データが必要な場合は、メールで送付いたします。  
（メール以外で受け取りをしたい場合はご相談ください。）  
↓
- (3) 申請した期間が終了したら、キャラクター使用終了届出書を  
長与町役場 秘書広報課に提出してください。

詳しくは、[長与町イメージキャラクター取扱要綱](#)をご覧ください。

※使用できるのはミクンの基本形のみです。

ミクンファミリーは使用できませんのでご了承ください。

※使用する場合は下の画像のように

「[長与町イメージキャラクター ナガヨ ミクン](#)」と表記してください。

※字体は可能な限り「[HG丸ゴシックM-PRO](#)」で表記をお願いします。



長与町イメージキャラクター  
ナガヨ ミクン

### ●使用対象例

- ◇長与町をより良く町内外にPRできると認められるもの
- ◇長与町の特産品として認められるもの
- ◇長与町の産物を利用して生産、製造、加工等をしたもの
- ◇長与町に関する商品

など

**※次の事項に該当するときは、使用することができません。**

- ◆本町の信用または品位を害するおそれがあると認めるとき
- ◆特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき
- ◆公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- ◆キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき
- ◆その他、キャラクターの使用を適当でないと認めたとき

**<申請書の提出先・問い合わせ先>**

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1  
長与町役場 秘書広報課 広報広聴係

電話番号:095-801-5780(直通)

ファックス:095-883-1464

メール: hisho@nagayo.jp